

営農情報(令和6年12月)

作成・監修 勝浦町農業振興推進班

■温州みかん

今月は収穫作業も大詰めとなり、入庫作業に追われながらの収穫や予措・貯蔵管理となりますが、最後まで丁寧に行いましょう。

◇予措

- ・貯蔵性を高めることを目的に、果皮の水分を減少させ、果実の呼吸や蒸散作用を抑えることにより、貯蔵中の品質低下や浮皮、腐敗発生を抑制する乾燥予措を行います。
- ・予措の程度は、貯蔵期間の長い果実は強めの5%(減量歩合)、短い場合は軽めに3%程度とします。
- ・収穫後、直ちに入庫し予措を行う場合は、湿度が上昇しやすいので、庫内の通風換気を行い、適切な予措程度となるよう調整管理してください。

◇貯蔵管理

・温州みかんの最適な貯蔵温度は3～5℃、湿度は85%程度となります。庫内の果実を観察しながら、外気の状態を加味し必ず温湿度計を参考にして管理してください。

■かき

◇元肥は12月上旬に窒素成分で12kg/10a施用する。(例:阿波のかがやき 6袋)

◇土壌改良のため、堆肥、苦土石灰または有機石灰を施用する。

【12月の病虫害防除】

かんきつ類

時期	対象病虫害	薬剤名	希釈倍数	収穫前日数	使用回数
収穫後	カイガラムシ類 ミカンハダニ	ハーベストオイル	60倍	—	—

※樹勢の低下している樹では、3月中旬に80倍で散布する。

うめ

時期	対象病虫害	薬剤名	希釈倍数	収穫前日数	使用回数
休眠期 (発芽前)	ウメシロカイガラムシ	ハーベストオイル	50倍	—	—

※多発園は散布する。樹勢の弱い園では散布しない。

■のびる

◇追肥

・収穫始めの12月に2回目の追肥をする。(例:S555 3kg/1a)

・3回目の追肥を2月に行い、これを止め肥とします。

◇収穫

・12月から4月中旬まで収穫が続きます。

・草丈50cm、茎径8～10mmの頃が収穫時期です。

◇病虫害防除

・のびるについては、登録農薬はありません。「野菜類」で登録のある農薬(除草剤を含む)を使用してください。

・登録外農薬による被曝の恐れがあるもの(例:かんきつ園地内)は、残留農薬のリスクがあるため、出荷しないようにしてください。

	対象病虫害	薬剤名	希釈倍数	収穫前日数	使用回数
野菜類	軟腐病	ジーファイン水和剤	1000倍	前日	—
	アブラムシ類	サンクリスタル乳剤	300倍	前日	—

■なのはな

◇収穫

- ・つぼみが大きくなりすぎないように適期の収穫を心がける。
- ・取り残して花を咲かせると、草勢が弱るので注意する。

◇施肥

- ・地温が下がると肥料の効きが鈍くなるので、早め早めに追肥を行う。
- ・追肥は蕾が見え出す前頃から始めるが、その後 10日～15日間隔に行う。
- ・1回の量は、10aあたりNK808化成で10～20kg程度を目安とする。
- ・追肥は畦の肩にふり、除草を兼ねて中耕しながら株元へ土寄せする。

	対象病害虫	薬剤名	散布濃度	収穫前日数	使用回数
なのはな* (なばな類)	アブラムシ	スタークル(顆)または パダンSG(水溶)または トランスフォーム(フ)	3,000倍 1,500倍 2,000倍	収穫3日前 収穫7日前 収穫前日	2回以内 3回以内 3回以内
	コナガ・ハスモンヨトウ	アフーム(乳)または ディアナSC	1,000倍 2,500倍	収穫7日前 収穫前日	2回以内 2回以内
	黒腐病・軟腐病	カスミンボルドーまたは コサイド3000	1,000倍 2,000倍	収穫14日前 —	3回以内 —

※非結球あぶらな科葉菜類に登録がある農薬は、なのはなに使用できます。

※農薬ラベルには「なのはな」ではなく「なばな類」と記載されています。

【トピックス】

今年温州みかんにミカンサビダニの発生が目立ちました。気象条件が発生を助長したものと考えられますが、効果ある農薬で、適切に防除できていないことも原因と考えられます。

成虫は、0.1mmで肉眼では見えず、芽で越冬した成虫が発芽とともに新梢に移って増殖し、7月頃から果実に移動し加害します。吸汁加害から被害確認まで1か月かかり、8月頃から被害が確認できます。そのため7月の防除が最も重要であり、この時期に予防的散布が必要となります。

農薬としては、コロマイト(水)、ダブルフェース(フ)、ダニゲッター(フ)、メビウス(フ)等、ミカンハダニ登録農薬のなかで、ミカンサビダニに効果のある農薬をお使いください。また、4月(発芽後)のマシン油乳剤100倍散布も効果的です。

【中山間地域等直接支払交付金第6期対策が始まります】

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を集落単位で、継続していくため、平成12年度から実施されている中山間地域等直接支払交付金制度の第6期対策が令和7年度からスタートします。

第6期対策に向け、今後、各集落代表を通じて、協定参加者の方には、取組参加の継続・脱退の確認を行います。また、新たに加入を希望される方は、集落代表者及び農業振興課へお問い合わせください。

○対象農用地と交付単価(10aあたり)

- ・田 緩傾斜 1/100以上 8,000円 , 急傾斜1/20以上 21,000円
- ・畑 緩傾斜 8° 以上 3,500円 , 急傾斜15° 以上 11,500円

○対象者

- ・集落等を単位とする協定を締結し、5年以上農業生産活動を継続する農業者等

○交付金の使途

・協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できる(共同活動分・個人配分)。

・ドローン防除などスマート農業による作業の省力化・効率化に向けた取り組みにより、スマート農業加算5,000円/10aを受けられる。

<お問い合わせ先>

勝浦町農業振興推進班

勝浦町農業振興課42-1505 JA農業振興戦略実践課088-538-7180 徳島農業支援センター088-626-8768